

意見提出が30日未満の場合のその理由

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）では、一般の圃場等で拡散防止のための措置をとらずに使用等（以下「第一種使用等」という。）をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程を定め、主務大臣の承認を受けることとなっています。

今般、主務大臣の承認を受けていない遺伝子組換えパパイヤ（以下「未承認遺伝子組換えパパイヤ」という。）の遺伝子配列を持つ種子が沖縄県で発見されたところですが、実際に、未承認遺伝子組換えパパイヤが一般の圃場で栽培されている等国内で第一種使用等が行われていることが判明した場合は、カルタヘナ法第4条第1項に違反するため、回収等の措置を執り、当該パパイヤを淘汰する必要があります。

その際、当該パパイヤのみを迅速かつ効率的に淘汰するためには、農薬を用いることが適当ですが、農薬取締法（昭和23年法律第82号）上では、農薬の使用者は農薬取締法第2条第1項の登録を受けた農薬しか使用できないこととなっています。未承認遺伝子組換えパパイヤに使うことができる農薬は、当然に、その用途としての登録を受けているため、カルタヘナ法違反の事態が生じ、その淘汰を行う場合には、農薬の使用を例外的に認める必要があります。

この度、上述の必要性から、農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令・環境省令第1号）の改正案を取りまとめたことから、意見・情報の募集を開始することとしました。

パパイヤの花粉は毎年4月以降に飛びはじめることから、未承認遺伝子組換えパパイヤの花粉が遺伝子組換え体ではないパパイヤと交雑することを防ぐため、検査の結果が判明した後は、可能な限り速やかに淘汰を開始する必要があります。

したがって、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき」に該当し、必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられますが、個人の財産の処分命令に係る規定など国民の権利の厳しい制限に関する内容を含むものであることから、同法第40条第1項の規定に基づき必要最小限の期間を設定し、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。